**北濃保育園　重要事項説明書**

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | 0575-67-1121 0575-67-1711 |
| 代表者氏名 | 郡上市長　山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | ・郡上市保育所の設置及び管理に関する条例  ・郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育園 | | | | |
| 名称 | 郡上市立　北濃保育園 | | | | |
| 所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町長滝402-18 | | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | 0575-85-2062 （FAX　同じ） | | | | |
| 施設長氏名 | 川尻　めぐみ | | | | |
| 開設年月日 | 昭和50年4月１日 | | | | |
| 利用定員（年齢別）  合計　35名定員 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児以上 | 計 |
| ３ | ３ | ５ | ２４ | ３５ |
| 取扱う保育事業 | 平日保育、希望保育、一時預かり保育、  延長保育、子育て支援 | | | | |

３　施設・設備の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | １，５６４㎡ | |
| 園舎  (保育園) | 構造 | 鉄筋コンクリート造　平屋建 | |
| 延床面積 | ４０９．０３㎡ | |
| 施設設備の数と面積  (保育園) | 乳児ほふく室 | １室 | ４１．０４㎡ |
| 保育室 | ３室 | １２８．９９㎡ |
| 遊戯室 | １室 | ９１．５９㎡ |
| 調理室 | １室 | ２１．３１㎡ |
| トイレ | 小便器３ヶ×２箇所  和式便器２ヶ×２箇所  洋式便器１ヶ×２箇所 | １８．４０㎡ |
| 医　務　室  事 　務 　室 | １室 | ２６．７３㎡ |
| 屋外運動場 | | １箇所 | １１１３．５９㎡ |
| 屋外プール | | １箇所 | ４１．２５㎡ |
| 畑 | | ２箇所 | ３４．０㎡ |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児に適正な保育を提供することを目的とするほか、子ども達の心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成することを目的としている。 |
| 運営方針 | 当園では、地域の特性を活かし、子ども達の個を大切にしながら、心身共に健やかに育つことを目指している。  ＜園の保育目標＞  ・優しく思いやりのある子  ・丈夫なからだで明るい子  ・友だちと一緒に元気に遊べる子  〇良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。  〇利用する子どもの意思及び人格を尊重し、常に利用する子どもの立場に立った保育の提供に努める。  〇地域及び家庭とのつながりを重視した運営を行い都道府県・市町村・小学校・保育施設・地域子ども子育て支援事業を行う児童福祉施設など、関連機関とその職員との密接な連携に努める。  〇利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置に努める。 |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | １人　（資格：保育士、幼稚園教諭、） |
| 園長補佐 | １人　（資格：保育士、幼稚園教諭） |
| 保育士、幼稚園教諭 | ２人　（資格：保育士、幼稚園教諭）  　　　　※入所人数により変動有り |

６　保育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日　【土曜日　希望保育】 |
| 休所日 | ・ 国民の休日　　　・祝日　　　・日曜日  ・年始休日（１月２日、３日）  ・年末休日（１２月２９日～１２月３１日） |

７　保育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前７時から午後７時まで |
| 土曜日（希望保育） | 午前７時から午後７時まで |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前７時から午後６時まで |
| 希望保育 | 午前７時から午後６時まで |
| 延長保育時間 | 午後６時から午後７時まで |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前８時から午後４時 |
| 希望保育（８時間） | 午前８時から午後４時 |
| 延長保育時間 | 午前７時から午前８時　　午後４時から午後７時 |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
| 延長保育料 | 1時間１００円 |
| 一時預かり保育料・給食費 | 3歳未満児…1日1600円　半日800円  3歳以上児…1日1000円　半日500円  給食１食200円 |
| 主食提供 | 月額　300円 |
| 副　　食　　提　　供 | 3歳以上児…3,700円  年収360万円未満相当世帯は副食費免除 |
| その他別表に定める料金 | 保護者会費　月額　５００円 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| ・保育料・副食費・延長保育・一時預かり保育料は納付書による支払い |

10　提供する保育の内容

|  |
| --- |
| 児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令などを遵守し、保育所保育指針及び保育課程に添って、乳幼児の発達に必要な、保育を提供します。  ＜園の保育目標＞  『・優しく思いやりのある子・丈夫なからだで明るい子・友だちと一緒に元気に遊べる子』の具現化を目指し、職員が一体となって保育・教育を行う。  ・身近な人や自然、地域の文化との関りを大切にする。  ・一人ひとりの個性や発達の過程を考慮し、個々の良さを伸ばす。  ・健やかな心と体の発達を意識した体験活動を通して豊かな心を育てる。 |

＜毎日の保育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 乳児 | 幼児 |
| 7:00  7:00 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:00  9:30 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩 | 保育短時間（８時間）開始　順次登園  ・なかよし遊び（室内外）  ・クラス活動 |
| 11:15 | 食事 | 片付け |
| 11:30 |  | 食事 |
| 12:00 | お昼寝 |  |
| 13:00  14:00  14:30 | 目覚め  おやつ | 遊び  クラス活動  おやつ |
| 15:30 | 順次降園 | 順次降園 |
| 16:00  18:00  19:00 | 保育短時間終了  保育標準時間終了  閉園 | 保育時間短時間終了  保育標準時間終了  閉園 |
|

＜保育計画（年間）＞

　　　　　年度開始時に学年ごとにお知らせします。

＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | クラス名 |
| 1・２歳児 | りす組 |
|  |  |
| 3・4・5歳児 | くま組 |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | |
| 午前おやつ | 給食 | | 午後おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| １歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ２歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ３歳児 |  | ○（火・木） | ○ | ○ |
| ４歳児 |  | ○（火・木） | ○ | ○ |
| ５歳児 |  | ○（火・木） | ○ | ○ |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| 〇白鳥学校給食センターの給食を搬入します。  〇年長児、年中児、年少児は、月・水・金曜日は、主食（ご飯）を持参。  火・木曜日は、パンを提供。  〇未満児は、毎日主食を園で提供。 |

＜アレルギー対応について＞

医師に診断により個別に対応

12　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ・住所を確認するもの（児童票）  ・保護者の緊急連絡先  ・生活調査票  ・保育用品　　など（詳しくは入園のしおりをご参照ください） |

1. 毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| ・通園かばん　・カラー帽子　・連絡ノート　・水筒　・出席ノート  ・手拭タオル　・歯ブラシ（歯磨き用のコップ）　・給食セット　など  （詳しくは入園のしおりをご参照ください） |

1. 服装について

|  |
| --- |
| ・服装は自由ですが、安全で動きやすく、自分で着脱しやすい服装  ・カラー帽子(冬季は毛糸の帽子も可)  ・屋外では、運動靴(外履き)、室内では上履き(白)を使用。ひとりで脱いだり履いたりがスムーズにできるもので、足に合ったもの、運動しやすいものを。 |

13　登園・降園について

登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・園前の駐車場に駐車してください。  ・駐車場では、子どもと手をつなぎ、他の自動車等に十分注意してください。  ・駐車場内で発生した事故等については、当園では責任を負いません。  ・通常は9時までに登園するようにしてください。登園が9時を過ぎる場合は、園へ連絡をお願いします。 |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。 |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

|  |
| --- |
| 入園前検診　　　　　　　　　　　　　　　　内科検診　（全園児年２回）  歯科健診　　　（全園児年１回）　　　　　　耳鼻科検診（年長児のみ）  尿検査　　　　（全園児年１回） |

（２）健康管理、病気のときの対応

　　・保育中に発病した場合は、家庭に連絡します。

・薬を服用する場合は、必ず『くすり連絡票』でご連絡ください。病院でもらった粉薬や水薬は１回分ずつに分け、各々に名前を書いて持たせてください。２日以上続けて薬を服用される時は、「くすり連絡票」に“○月○日～○月○日”と書いていただき、はじめの日に１枚提出してください。

・市販の薬は園では服用できませんので、持たせないでください。

16　感染症対策について

　伝染病にかかった場合は、他の園児へ感染する可能性がありますのでお休みをして頂きます。尚、出席停止扱いになりますので、疾病の状況や病名を医師に診断してもらい『感染症罹患者報告書』を園へ提出してください。

17　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 社会医療法人　白鳳会 |
| 医　院　長　名 | 院長:鷲見浩志　小児科:八木義計 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市白鳥町為真1205-1 |
| 電　話　番　号 | 0575-82-3131 |

18　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 西村歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 西村　敏明 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市白鳥町向小駄良710 |
| 電　話　番　号 | 0575-82-4433 |

19　地域防災拠点、広域避難場所

　　保育所近隣の地域防災拠点は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域防災拠点 | 郡上市立北濃小学校 |

|  |
| --- |
| 保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。  保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。警報発令時等は、連絡システム『すぐーる』にて対応を連絡します。 |

20　緊急時における対応

＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 白鳥交番 | 0575-82-2110 |
| 郡上北消防署 | 0575-82-5119 |
| 郡上市役所白鳥振興事務所 | 0575-82-3112 |

21　非常災害時の対策

　　非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月**１**回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 川尻　めぐみ |
| 避難訓練 | 毎月1回実施 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器　　年２回点検実施 |

22　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | スポーツ振興センター災害共済給付金制度 |
| 保険の内容 | 医療費  医療保険並の療養する費用の4/10を給付  ※ 1/10は療養に伴って要する費用として加算されたもの  ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金  ＜治った後に障がいが残った場合＞  ・障がいの程度に応じて、3,770万円（第1級）から82万円（第14級）を給付  ・ただし登園中の場合は、1,885万円から41万円を給付 |
| 死亡見舞金  ・2,800万円を給付  ・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中の場合は1,400万円を給付 |
| 掛金 | 年額　２１０円 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 園の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価を、年１回実施 |
| 園の外部評価 | 実施方法：保護者に園評価を依頼  実施回数：年１回 |

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 多田　由香里（園：８５－２０６２） |
| 相談・苦情解決責任者 | 川尻　めぐみ（園：８５－２０６２） |
| 第三者委員  （北濃保育園評議員） | 尾村　美千子  三島　庄亮  令和７年度　保護者会長 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| ・一時預かり保育の実施  ・子育てサロン（ちびっこ学級）を実施(不定期)し、未就園の親子向けに子育ての悩み相談、お子さんの遊ぶ機会を設けています。 |

26　法令順守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| 北濃保育園長 | 川尻　めぐみ |